について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。

二　第五十二条第二号に規定する別表に掲げる作業場の種類について法第七条の登録を受けている第一種作業環境測定士が置かれること。

三・四　（略）

（業務規程の記載事項）

第五十九条　法第三十四条の二第三項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　個人サンプリング法を行うことができる場合にあつては、個人サンプリング法に関する事項

二～六　（略）

（作業環境測定の実施）

第六十一条　作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一　デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。

イ　個人サンプリング法　作業環境測定士のうち、第六条第一号に規定する事項について登録を受けているもの

ロ　個人サンプリング法以外のもの　作業環境測定士

二　分析は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。

イ　簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析　第一種作業環境測定士のうち、当該事業者の指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けているもの

ロ　イに規定する分析以外のもの　作業環境測定士

一　第五十二条に規定する別表に掲げる作業場の種類について法第七条の登録を受けている第一種作業環境測定士が置かれること。

二・三　（略）

（業務規程の記載事項）

第五十九条　法第三十四条の二第三項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

（新設）

一～五　（略）

（作業環境測定の実施）

第六十一条　作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一　簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析は、当該事業者の指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士に実施させること。

二　前号に規定する分析以外の作業環境測定は、作業環境測定士に実施させること。

様式第一号、様式第三号、様式第三号の二、様式第八号、様式第十号、様式第十二号、様式第十三号、様式第十五号の二、様式第十六号、様式第十七号及び様式第二十号を次のように改める。

様式第１号（第７条関係）

作業環境測定士登録申請書

収入印紙（消印してはならない。）

①　（ふりがな） 氏名		②　生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日
③　住所	郵便番号（　　） 電話（　　）		
④　登録を受けようとする作業環境測定士の種別	第一種　作業環境測定士 第二種	⑥　登録を受けようとする作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場	1　第１号の作業場 2　第２号の作業場 3　第３号の作業場 4　第４号の作業場 5　第５号の作業場
⑤　個人サンプリング法の実施の有無	有・無		
⑦　合格した試験	第一種　作業環境測定士試験　合格証番号 第二種		
⑧　試験の全部が免除される理由			
⑨　修了した講習	第一種　作業環境測定士講習　講習修了証番号 第二種		
⑩　修了した講習において選択した分析の実務に関する科目	1　別表第１号の作業場の作業環境について行う分析の実務 2　別表第２号の作業場の作業環境について行う分析の実務 3　別表第３号の作業場の作業環境について行う分析の実務 4　別表第４号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5　別表第５号の作業場の作業環境について行う分析の実務		
⑪　試験に合格し、かつ、講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる理由			

私は、上記により作業環境測定士の登録を受けたいので申請します。なお、次の欠格事項には該当していません。

1　精神の機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

2　作業環境測定法第12条第２項の規定により、登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者

3　作業環境測定法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者

年　月　日

氏名

厚生労働大臣
指定登録機関　殿